

令和6年4月1日

建設工事業者 各位

総務部契約検査課

太田市発注建設工事の前払金の使途拡大に係る取扱いについて

国において、前払金の使途を拡大する特例措置の継続が決定されたことを受け、本市においても下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 特例措置の内容

これまで前払金を充当できるとした経費に加え、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に係る支払いに充当できるものとします。

ただし、前払金額の100分の25を上限とします。

2 適用対象となる契約

平成28年4月1日以降に契約した建設工事であり、前払金の払い出しが令和6年4月1日から令和7年3月31日までに行われるものが適用対象となります。（建設工事請負契約のみに適用し、委託業務等その他の契約には適用しません。）

※前払金の額が請負代金額の10分の4以内であることに変更はありません。

前払金の使途や払出手続については、各保証事業会社にお問い合わせください。

3 問い合わせ先 太田市総務部契約検査課 契約係

0276-47-1817